

# 平成29年度 新潟市食品衛生監視指導計画（素案）

## ～ 意見募集結果 ～

新潟市（以下「本市」という）では、「食の安全基本方針」を策定し、生産から消費までの全ての段階で、食の安心・安全を確保するための総合的な取り組みを進めています。

この方針に基づき、4月からの1年間に実施する食品営業施設への立入監視回数、食品等の試験検査、消費者・食品等事業者への情報提供、意見交換会などの具体的な内容についてまとめた「平成29年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」について、市民の皆様から意見を募集しました。この度、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見等をいただいた方々には、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 【募集期間】

◆平成29年1月23日(月曜日)～2月21日(火曜日)

### 【提出状況】

- ◆意見提出者数：2名
- ◆提出件数：4件
- ◆提出方法：直接2件

### 【結果公表日】

◆平成29年3月31日(金曜日)

### 【意見募集の際の資料】

◆平成29年度食品衛生監視指導計画(素案)

### 【寄せられたご意見と市の考え方】

項 目		件 数
	はじめに	
第 1	食の安心・安全に関する市民アンケートの結果	
第 2	重点的な監視指導事項	
第 3	市民とのコミュニケーション	1
第 4	監視指導の実施体制	
第 5	立入監視検査	
第 6	食品等の検査	
第 7	違反を発見した場合の対応	2
第 8	食中毒など健康被害発生時の対応	
第 9	自主衛生管理の推進	1
第 10	人材育成・資質向上	
	用語説明	
	その他	
	合 計	4

### 【結果公表場所】

上記の結果は下記の場所(閉庁日を除く)、及び新潟市のホームページ上で閲覧できます。

- ・ 保健所食の安全推進課(新潟市総合保健医療センター3階)
- ・ 市政情報室(市役所本館1階)
- ・ 各区役所(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください)
- ・ 出張所
- ・ 食育・花育センター(中央区清五郎)
- ・ 市消費生活センター(西堀ローサ内)
- ・ ほんぽーと中央図書館

### 【問い合わせ先】

新潟市保健所 食の安全推進課 管理係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号(新潟市総合保健医療センター3階)

TEL : 025-212-8223(直通) FAX : 025-246-5673

Eメールアドレス : [shokanzen@city.niigata.lg.jp](mailto:shokanzen@city.niigata.lg.jp)

## 【意見の概要と市の考え方】

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

### ○第3 市民とのコミュニケーション（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
1	p 5	2の2） 「食の安全意見交換会」における意見交換	アンケート調査で「食の安全に関する情報提供」の取組が不十分と感じている意見が多いことから、区単位で開催するなど、きめ細やかな対応が必要ではないでしょうか。	市民への食の安全に関する情報提供のきめ細やかな対応としては、メディアやパンフレットなどによる情報提供をより充実させるほか、市民フードプロモーター事業を活用し、プロモーターから市民へと情報が広がるよう、各個人への啓発を充実させます。  なお、「食の安全意見交換会」とは、本市における食の安心安全を確保し、本市の食の安全基本方針や食品衛生監視指導計画について意見交換を行うために、市民（公募委員）を初め、学識経験者や関係団体等、各分野から委員を募り、構成された委員会です。「食の安全意見交換会」についての説明がありませんでしたので、17ページからの用語説明に項目を加えます。	あり

○第7 違反を発見した場合の対応（2件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
2	P13	2 法に違反した者の名称, 対象食品, 対象施設などの公表	「*ただし, 違反が軽微であって, 直ちに改善が図られた場合は除きます。」としているが, 2度以上, 同じ指摘があった際には, 公表する事を検討してください。	新潟市では「新潟市食品衛生法違反等に係る公表基準要綱」に基づき, 食品衛生上の危害の発生と拡大を防止することを目的に, 違反者等の公表を行っています。同じ違反が2度以上ある場合を含み, 指導しても改善が認められない場合には, 必要に応じ, 食品衛生法違反として行政処分を行い, 公表しています。	なし
3	p13	3 食品等事業者の報告義務	報告義務を怠った（に違反した）場合の扱いを検討してください。	新潟市食品衛生法施行条例で規定される管理運営基準において, 健康被害の情報が寄せられた場合等には速やかに保健所長に報告することが義務付けられていることから, 報告義務を怠った（違反した）場合には, 食品衛生法違反として指導, あるいは行政処分を行います。	なし

○第9 自主衛生管理の推進（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
4	p14	2) HACCP に基づいた衛生管理の普及推進	「HACCP 普及推進連絡協議会を開催し，普及を促進します。」だけでなく，食品等事業者の協議会への加入（仕事の一部）を義務化することを検討してください。	<p>「HACCP 普及推進連絡協議会」とは，本市におけるHACCP 普及の政策における課題等について意見の聴取を行うために，学識経験者，HACCP 先進事業者，コンサルタント事業者等で構成された委員会です。</p> <p>取組内容をわかりやすくするため，文言を修正します。</p> <p>また，「HACCP 普及推進連絡協議会」についての説明がありませんでしたので，17ページからの用語説明に項目を加えます。</p>	あり